第4章 産業廃棄物

第1節 産業廃棄物の現状と課題

1 排出量の現状と課題

農業を除く産業廃棄物の排出量は、平成 19 年度をピークにその後は減少に転じ、 平成 21 年度においては 5,738千トンで、平成 16 年度(6,977 千トン)から約 1,239 千トンの減少となっています。

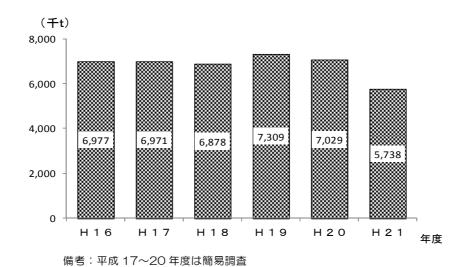
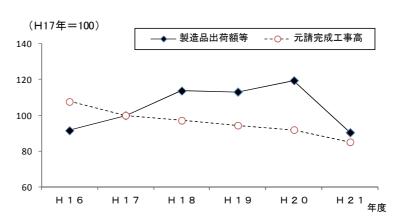


図 4-1-1 産業廃棄物排出量の推移

この間の県内の景気動向について、産業廃棄物排出量の推計に用いた2つの主な経済指標でみると、元請完成工事高(建設業)は平成16年度以降も公共・民間工事等の減少に伴って減少傾向が続いており、もう一方の製造品出荷額等(製造業)は平成



備考:製造品出荷額等は年間額、元請完成工事高は年度額で集計 図4-1-2 産業廃棄物排出量に関連する経済指標の推移

(1)産業廃棄物の排出量

① 種類別排出量

平成 21 年度の排出量を種類別にみると、汚泥が 3,329 千トン (排出量の 58.0%) で最も多く、次いでがれき類が 647 千トン (同11.3%)、ばいじんが 632 千トン(同11.0%)、鉱さいが 229 千トン(同4.0%)、廃プラスチック類が 193 千トン(同3.4%) 等となっており、この 5 種類で全体の 87.7%を占めています。

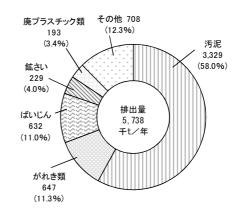


図 4-1-3 種類別排出量

平成 16 年度と比べると、汚泥、がれき類、鉱さいなどが減少しており、特に鉱さい、がれき類の減少が顕著です。

表 4-1-1 種類別排出量の比較

(単位:千t/年)

		年原	隻	H1	6	H2	<u>'</u> 1	増減率
種類	種類		_		構成比(%)		構成比(%)	(%)
合			計	6,977	100.0	5,738	100.0	-17.8
汚			泥	4,133	59.2	3,329	58.0	-19.5
が	ħ	き	類	1,004	14.4	647	11.3	-35.6
ば	い	じ	ん	478	6.8	632	11.0	32.2
鉱	さ		い	458	6.6	229	4.0	-50.0
廃プ	ラスチ	ック	類	194	2.8	193	3.4	-0.5
そ	Ø	•	他	710	10.2	708	12.3	-0.3

② 業種別排出量

排出量を業種別にみると、製造業が 3,403 千トン(排出量の 59.3%)で最も多く、次いで電気・水道業が 1,104 千トン(同 19.2%)、 建設業が803 千トン(同 14.0%)、鉱業が270 千トン(同 4.7%)等となっており、この4業種で全体の97.2%を占めています。

平成 16 年度と比べると、排出量の多い上位 3 業種は、いずれも減少しており、特に建設業、 製造業の減少が顕著です。

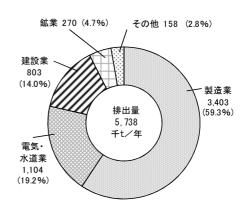


図 4-1-4 業種別排出量

表 4-1-2 業種別排出量の比較

(単位:千t/年)

		年度	H16		H2	21	増減率
業種	f			構成比(%)		構成比(%)	(%)
合		計	6,977	100.0	5,738	100.0	-17.8
製	造	業	4,185	60.0	3,403	59.3	-18.7
電	気 · 水	道業	1,161	16.6	1,104	19.2	-4.9
建	設	業	1,245	17.8	803	14.0	-35.5
鉱		業	263	3.8	270	4.7	2.7
そ	の	他	123	1.8	158	2.8	28.5

(2) 特別管理産業廃棄物の排出量

平成 21 年度における特別管理産業廃棄物の排出量は 152.5 千トン(産業廃棄物量の内数)となっています。

特別管理産業廃棄物の排出量を種類別にみると、特定有害産業廃棄物(主にばいじん)が 78.9 千トン(排出量の 51.7%)で最も多く、次いで、廃油が 31.6 千トン(同 20.7%)、廃酸が 16.7 千トン(同 10.9%)、廃アルカリが 15.8 千トン(同 10.4%)、感染性廃棄物が 9.6 千トン(同 6.3%)となっています。

また、業種別では、製造業が 135.7 千トン(同 89.0%)で、その大部分を占めています。

表 4-1-3 特別管理産業廃棄物の比較

(単位:千t/年)

	年度			年度	H1	6	H2	増減率(%)		
Þ	≅分	•			構成比(%)		構成比(%)	培 测平(%)		
産	Ē	業	廃	棄	物	6,977	100.0	5,738	100.0	-17.8
	特	別管	理 産	業 廃	棄物	87.5	1.3	152.5	2.7	74.3

備考:特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物の内数

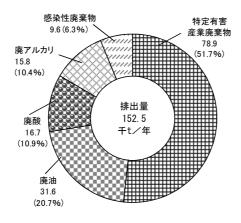


図 4-1-5 種類別排出量

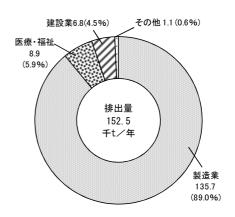


図 4-1-6 業種別排出量

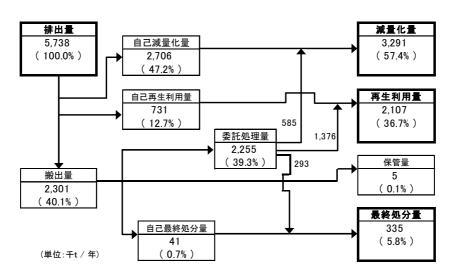
2 処理の現状

岡山県内で生じた平成 21 年度の産業廃棄物の排出量 5,738 千トンのうち、排出事業者自らの中間処理による減量化量は 2,706 千トン (排出量の 47.2%)、再生利用量は 731 千トン (同 12.7%)で、これらを除いた搬出量(処理を目的に事業場等から搬出した産業廃棄物量)は 2,301 千トン (同 40.1%)となっています。

搬出量のほとんどは処理業者等によって処理(委託処理量: 2,255 千トン)されており、委託処理後の内訳をみると、中間処理による減量化量が585 千トン(委託処理量の26.0%)、再生利用量が1,376 千トン(同61.0%)、最終処分量が293 千トン(同13.0%)となっています。

以上、産業廃棄物の排出量及び処理の流れをまとめると、排出量 5,738 千トンは、 脱水や焼却等の中間処理によって 3,291 千トン(排出量の 57.4%)が減量化され、 2,107 千トン(同 36.7%)が再生利用されており、335 千トン(同 5.8%)が埋立 てによって最終処分されています。

そのうち、特別管理産業廃棄物の処理状況は、図 4-1-8 のとおりです。



備考:図中の数値は、四捨五入の関係で終始が合わない場合がある。 図 4-1-7 産業廃棄物の排出及び処理状況の概要

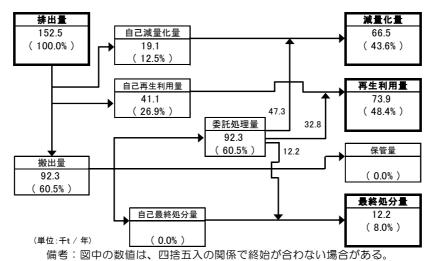


図 4-1-8 特別管理産業廃棄物の排出及び処理状況の概要

(1) 中間処理による減量化の現状

中間処理による減量化量は、県全体で 3,291 千トン、これを種類別にみると、汚泥が 3,034 千トン(減量化量の 92.2%)で大部分を占めており、以下、廃プラスチック類が 116 千トン(同 3.5%)、廃アルカリが 85 千トン(同 2.6%)等となっています。

また、業種別にみると、製造業が 1,945千トン(同 59.1%)で最も多く、次いで電気・水道業が 991 千トン(同 30.1%)、鉱業が 254千トン(同 7.7%)等となっています。

表 4-1-4 減量化量の比較

(単位:千t/年)

	_	_	_		年	度	H1	6	H2	21	増減率
]	項目			_	<u></u>			構成比(%)		構成比(%)	(%)
沂	或	量		化		量	3,798	100.0	3,291	100.0	-13.3
	自	己	減	量	化	量	3,530	92.9	2,706	82.2	-23.3
	委	託	減	量	化	量	268	7.1	585	17.8	118.3

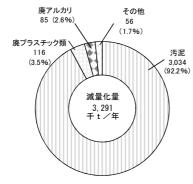


図 4-1-9 種類別減量化量

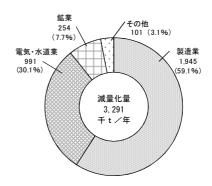


図 4-1-10 業種別減量化量

(2) 再生利用の現状

再生利用された量は、県全体で 2,107 千トン、これを種類別にみると、がれき類が 596 千トン(再生利用量の 28.3%)で最も多く、次いでばいじんが 563 千トン(同 26.7%)、汚泥が 225 千トン(同 10.7%)、鉱さいが 197 千トン(同 9.3%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 113 千トン(同 5.4%)、木くずが 111 千トン(同 5.3%)、金属くずが 95 千トン(同 4.5%)等となっています。

業種別でみると、製造業が 1,276 千トン (同 60.6%) で最も多く、次いで建設業が 694 千トン (同 32.9%)、電気・水道業が 63 千トン (同 3.0%) となっています。

表 4-1-5 再生利用量の比較

(単位:千t/年)

\		_	年	度	H16	6	H2	1	増減率
項目			\			構成比(%)		構成比(%)	(%)
再:	生	利	用	量	2,659	100.0	2,107	100.0	-20.8
自	己	再生	利,	用 量	748	28.1	730	34.7	-2.4
委	託	再生	利,	用 量	1,911	71.9	1,376	65.3	-28.0

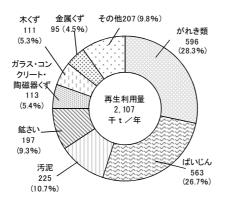


図 4-1-11 種類別再生利用量

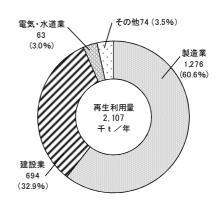


図 4-1-12 業種別再生利用量

(3) 最終処分の現状

最終処分された量は、県全体で335千トンとなっています。

最終処分量を処理主体別にみると、排出事業者による自己最終処分量が41千トン(最終処分量の12.2%)、処理業者等による委託最終処分量が293千トン(同87.8%)となっており、8割以上が委託による最終処分です。これを平成16年度と比べると、自己最終処分量、委託最終処分量ともに大きく減少しています。

最終処分量を種類別にみると、汚泥が 68 千トン(同 20.3%)で最も多く、次いでばいじんが 55 千トン(同 16.4%)、鉱さいが 45 千トン(同 13.6%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 44 千トン(同 13.3%)、がれき類が 41 千トン(同 12.2%)、燃え殻が 38 千トン(同 11.4%)等となっています。

また、業種別では、製造業が 178 千トン (同 53.3%) で最も多く、次いで建設業が 82 千トン (同 24.6%)、電気・水道業が 50 千トン (同 15.0%) 等となっています。

表 4-1-6 最終処分量の比較

(単位:千t/年)

年度	H10	6	H2	1	増減率
項目		構成比(%)		構成比(%)	(%)
最終処分量	510	100.0	335	100.0	-34.3
自己最終処分量	64	12.5	41	12.2	-35.9
委託最終処分量	446	87.5	293	87.8	-34.3

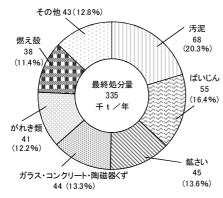


図 4-1-13 種類別最終処分量

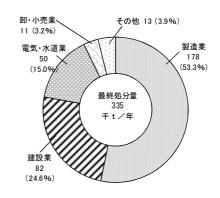


図 4-1-14 業種別最終処分量

3 広域移動の現状

(1) 県外への搬出状況

平成 21 年度における県内の産業廃棄物の排出量は 5,738 千トン、このうち県外へ搬出され、処理された産業廃棄物(県外搬出量)は 645 千トンで、排出量の 11.2% となっています。県外搬出量の処理内訳をみると、中間処理が 601 千トン(県外搬出量の 93.2%)で大部分を占めており、最終処分は 44 千トン(同 6.8%)となっています。

平成 16 年度と比較すると、中間処理、最終処分のいずれも増加しています。なお、中間処理では、その大部分がセメント原燃料や路盤材等にリサイクルとなっており、最終処分では、排出事業者による埋立処分(県外自己最終処分)が主なものとなっています。

表 4-1-7 県外搬出量の処理状況

(単位:千t/年)

区分			年	度	H16	H21
処	中	間	処	理	506	601
理 内	最	終	処	分	32	44
訳	合			計	538	645
	汚			泥	50	225
	ば	い	じ	ん	142	186
	鉱	5	:	い	175	85
種 類	廃			油	30	27
内訳	ガラ・	ス・コ 陶 磁	ン クリ 器 く	ートず	17	22
	廃	プラス	チッ	ク類	37	18
	そ	O,)	他	87	82
	合		•	計	538	645

備考:産業廃棄物実態調査結果(H17、H22年度)をもとに集計

また、種類別にみると、汚泥が 225 千トン (同 34.9%) で最も多く、以下、ばいじんが 186 千トン (同 28.8%)、鉱さいが 85 千トン (同 13.2%)、廃油が 27 千トン (同 4.2%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 22 千トン (同 3.4%)、廃プラスチック類が 18 千トン (同 2.8%) 等となっています。

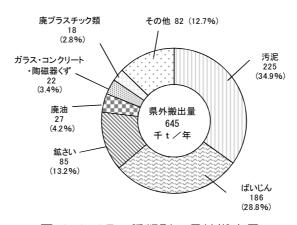


図 4-1-15 種類別の県外搬出量

(2) 県内への搬入状況

平成 21 年度に県内に搬入され、処理された産業廃棄物(県内搬入量)は 569 千トンで、処理の内訳をみると、中間処理が 413 千トン(県内搬入量の 72.6%)、最終処分は 156 千トン(同 27.4%)となっています。

平成 16 年度と比較すると、中間処理は増加、最終処分は大きく減少しています。

表 4-1-8 県内搬入量の処理状況

(単位:千t/年)

_					
区分		年月	芰	H16	H21
処	中 間	処	理	333	413
理内	最 終	処	分	376	156
訳	合		計	709	569
	汚		泥	126	136
	が れ	き	類	90	85
	廃 プラス	チック	類	137	57
種	廃 ア /	ル カ	IJ	42	55
類	鉱	Ž	い	45	54
内 訳	廃		油	52	40
	ガラス・コ・ 陶 磁	ンクリ· 器 く	ートず	51	27
	₹ 0)	他	166	115
	合		計	709	569

備考:産業廃棄物処分実績報告書をもとに集計

また、種類別にみると、汚泥が 136 千トン (同 23.9%) で最も多く、以下、がれき類が 85 千トン (同 14.9%)、廃プラスチック類が 57 千トン (同 10.0%)、廃アルカリが 55 千トン (同 9.7%)、鉱さいが 54 千トン (同 9.6%)、廃油が 40 千トン (同 7.0%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 27 千トン (同 4.7%) 等となっています。

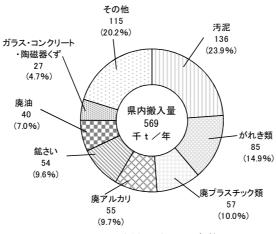


図 4-1-16 種類別の県内搬入量

4 産業廃棄物処理施設等の状況

(1)処理業者の許可状況

平成 22年度末現在の処理業の許可業者数は、県全体で 7,792 (産業廃棄物処理業: 6,823、特別管理産業廃棄物処理業: 969) となっています。

平成 18 年度以降の許可業者数の推移をみると、産業廃棄物の収集運搬業者は減少傾向にありますが、その他はおおむね横ばいとなっています。

表 4-1-9 産業廃棄物処理業の許可状況

(単位:業者数)

(5)										(単位)	未白奴》	
区分	年度 区分		H18		H19		H20		H21		H22	
産業廃			7,410	(4,922)	7,361	(4,826)	7,119	(4,591)	6,937	(4,433)	6,446	(3,932)
棄物	処	中間処理	354	(216)	355	(216)	343	(203)	359	(219)	357	(217)
	分	最終処分	14	(8)	11	(6)	9	(6)	9	(6)	9	(6)
	業	中間処理·最終処分	15	(9)	14	(8)	12	(8)	11	(8)	11	(8)
		小 計	7,793	(5,155)	7,741	(5,056)	7,483	(4,808)	7,316	(4,666)	6,823	(4,163)
特別管	収集運搬業		882	(584)	944	(617)	931	(597)	949	(609)	946	(595)
理産業		中間処理	18	(14)	20	(16)	20	(16)	20	(16)	21	(16)
廃 棄 物	分	最終処分	3	(2)	1	(0)	2	(1)	2	(1)	2	(1)
	業	中間処理·最終処分	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
		小 計	903	(600)	966	(634)	953	(614)	971	(626)	969	(612)
<u>.</u> 合 計		8,696	(5,755)	8,707	(5,690)	8,436	(5,422)	8,287	(5,292)	7,792	(4,775)	

備考:()内は、岡山市及び倉敷市の業者数(内数)を示す。

(2) 処理施設の設置状況

平成 22年度末現在の処理施設の設置数は、県全体で 504 (中間処理施設: 459、 最終処分場: 45) となっています。施設の種類別では、木くず、がれき類の破砕施設 が 239 で最も多く、以下、汚泥の脱水施設が 55、産業廃棄物の焼却施設が 47、廃 プラスチック類の破砕施設 42 等となっています。

平成 18 年度以降の施設数の推移をみると、木くず、がれき類の破砕施設は増加していますが、その他の施設ではいずれもおおむね横ばい、あるいは減少しています。

表 4-1-10 廃棄物処理施設の設置状況

(単位:施設数)

										(里江:)	LIXXX/
施設の区分	施設の種類	Н1	8	Н1	9	H2	20	H2	21	H2	.2
中間処理施設	汚泥の脱水施設	57	(39)	59	(41)	59	(41)	59	(39)	55	(38)
	汚泥の乾燥施設	10	(3)	10	(3)	9	(3)	9	(3)	8	(3)
	汚泥の焼却施設	19	(17)	17	(15)	17	(15)	19	(17)	20	(17)
	廃油の油水分離施設	6	(4)	6	(4)	6	(4)	6	(4)	8	(6)
	廃油の焼却施設	15	(13)	15	(13)	15	(13)	17	(15)	18	(15)
	廃プラスチック類の破砕施設	38	(26)	38	(27)	39	(28)	42	(31)	42	(31)
	廃プラスチック類の焼却施設	15	(11)	15	(11)	15	(11)	18	(14)	19	(14)
	木くず、がれき類の破砕施設	203	(113)	249	(159)	221	(128)	236	(136)	239	(138)
	コンクリート固型化施設	1	(0)	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)
	シアンの分解施設	2	(2)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	2	(2)
	廃PCB等の焼却施設	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)
	産業廃棄物の焼却施設	49	(36)	49	(36)	47	(36)	49	(38)	47	(36)
	小計	415	(264)	461	(311)	431	(281)	457	(299)	459	(300)
最終処分場	安定型処分場	31	(18)	31	(18)	30	(18)	30	(18)	28	(17)
	管理型処分場	17	(6)	18	(6)	18	(6)	17	(7)	17	(7)
	小計	48	(24)	49	(24)	48	(24)	47	(25)	45	(24)
	合 計	463	(288)	510	(335)	479	(305)	504	(324)	504	(324)

備考:()内は、岡山市及び倉敷市の施設数(内数)を示す。

県内における最終処分場の残存容量については、平成 21 年度末現在で 5,184 千 m³、最終処分場の残余年数でみると約 12 年となります。

なお、県では、平成 18 年度に事業主体である財団法人岡山県環境保全事業団と連携し、倉敷市水島沖に公共関与による管理型最終処分場(公共関与臨海部新処分場)の整備を進め、平成 21 年 4 月から供用を開始しています。

表 4-1-11 最終処分場の残余年数の推計

(平成21年度末)

区分	最終処分量 (千t/年) A	残存容量 (千㎡) B	<u>(干成21千度木)</u> 残余年数 (年) B/A
県内の最終処分場	428	5,184	12

備考:1) t とm³の換算比を1とする。

2) 最終処分量は、県外から搬入される産業廃棄物を含む。

5 監視指導等の状況

(1) 処理業者等に対する監視・指導

不法投棄や不適正処理等を防止するため、平成22年度に県、岡山市及び倉敷市(以下「県等」という。)で9,812件の立入検査を実施しています。対象事業者別では、 排出事業者が7,107件、処理業者が2,661件、公共団体が44件となっています。

表 4-1-12 ウ入検査の実施状況

年度 区分		H18		H19		H20		H21		H22	
7	乙入検査件数	7,916	(6,496)	9,438	(8,463)	11,130	(9,857)	11,755	(10,774)	9,812	(8,746)
	排出事業者	5,846	(5,011)	7,875	(7,331)	9,123	(8,375)	9,217	(8,706)	7,107	(6,600)
	処理業者	2,070	(1,485)	1,563	(1,132)	2,004	(1,482)	2,527	(2,068)	2,661	(2,146)
	公共団体	0	(0)	0	(0)	3	(0)	11	(0)	44	(0)

備考:()内は、岡山市及び倉敷市の件数(内数)を示す。

(2) 不法投棄等の防止対策

県では、県民局において、市町村等関係者と連携して監視指導を実施するとともに、 監視が手薄になる夜間・休日における監視業務の民間委託や産業廃棄物監視指導員を 配置するなど、不法投棄等の防止や早期発見・早期対応に努めています。

一方、県内における産業廃棄物の不法投棄については、平成 19 年度以降は、件数、 投棄量とも低く抑えられています。

表 4-1-13 産業廃棄物の不法投棄件数等の状況

年度 区分	H18	H19	H20	H21	H22
投棄件数	15	1	2	3	3
投棄量(t)	1,069	20	55	60	103

備考:表中の数値は、1件当たりの投棄量が10t以上のもの(岡山市及び倉敷市を含む)。ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は、10t未満のものも含んでいる。

(3) 県外産業廃棄物の事前協議

県外産業廃棄物の県内への搬入については、県外の排出事業者から県等に対して事 前協議を行う制度を設けています。

事前協議に当たっては、廃棄物の種類、処理量、発生工程等を記述させるとともに、 廃棄物の種類によっては有害物質等の分析証明書を添付させ、安全性等の確認を行っ ています。

6 第2次計画の目標の達成状況

ここでは、第2次岡山県廃棄物処理計画で設定された産業廃棄物処理の目標に対する達成状況について、平成21年度実績を用いて評価します。

(1) 第2次計画の目標

① 排出抑制の目標

平成 22 年度における排出量を予測値より 2.7%削減し、おおむね 7,000 千トンと することを目指す。

② 再生利用量の目標

平成 22 年度におけるリサイクル率を 39.0%とすることを目指す。

③ 最終処分量の目標

平成 22 年度における最終処分量を平成 16 年度から約 2 割削減し、410 千トンとすることを目指す。

(2) 達成状況の評価

① 排出抑制

現状(平成21年度実績)の排出量は5,738千トン、平成16年度(6,977千トン)に比べて17.8%の減少となっており、また、第2次計画の目標値(平成22年度:7,000千トン)を大きく下回っています。なお、現状の排出量は、事業者による排出抑制等の取組だけでなく、急速な景気後退など経済的要因も大きく影響しているものと考えられることから、その動向に留意する必要があります。

② 再生利用量

現状(平成 21 年度実績)のリサイクル率は 36.7%、平成 16 年度(38.1%)に 比べて 1.4 ポイント低く、第2次計画の目標値(平成 22 年度:39.0%)を下回る 水準にとどまっています。

③ 最終処分量

現状(平成 21 年度実績)の最終処分量は 335 千トン、平成 16 年度(510 千トン)に比べると 3 割以上(34.3%)の削減となっています。また、第2次計画の目標値(平成 22 年度:410千トン)を大きく下回っています。

	年度	第2次	現状					
項目		H16実績	H22目標値	H21実績				
排出量	(千t/年)	6,977	7,000	5,738				
7 山 里	(+1/4)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)				
五牛利田島	(エ)(左)	2,659	2,730	2,107				
再生利用量	(千t/年)	(38.1%)	(39.0%)	(36.7%)				
最終処分量	(千t/年)	510	410	335				
取於処力里	(+t/+)	(7.3%)	(5.9%)	(5.8%)				

表 4-1-14 第2次計画の目標と現状

備考:1)網掛け部分は目標値である。

2)()内は、排出量に対する割合である。

7 産業廃棄物処理に関する課題

(1)排出抑制と循環的利用の促進

第2次計画の目標の進捗状況については、排出量、最終処分量は達成見込みとなっていますが、リサイクル率については、がれき類、鉱さいなどリサイクル率の高い種類の排出量が大きく減少していることから、このままの状態では目標達成が難しい状況です。今後は多くの品目を対象とした資源化をより一層進めていく必要があります。

また、達成見込みの排出量等についても、事業者の取組によるものだけでなく、急速な景気後退など経済的な要因が大きく影響しているものと推察されることから、その後の景気動向に留意しつつ、引き続き、排出抑制、再生利用の促進、最終処分量の削減を進めていく必要があります。

(2) 排出事業者責任の徹底

事業活動に伴って生じる産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。このため、 排出事業者は、委託処理する場合であっても、自らの責任で発生から最終処分(再生 を含む。)に至る処理の流れをマニフェストや実地確認等によって的確に把握し、適正 処理を確保する必要があります。

しかしながら、廃棄物処理法を理解していない排出事業者もあり、また、廃棄物処理法の改正が頻繁に行われ、適正処理に関する規制や罰則の強化などが進んでいることから、県等は、県内事業者に対して、あらゆる機会を通じて法改正事項等の周知・指導に努め、引き続き排出事業者処理責任の徹底を図っていく必要があります。

(3)優良な処理業者の育成と適正処理意識の醸成

産業廃棄物処理に対する不安や不信感を払拭し、循環的利用や適正処理を推進するためには、排出事業者から信頼される優良な処理業者を育成し、優良な処理業者が優先的に選ばれる健全な市場の形成が不可欠です。

処理業者は、信頼を確保するため、自ら情報を公開することによって事業の透明化を図るとともに、ISO14OO1、エコアクション21を初めとした認証制度による認証を取得するなど、環境配慮の取組を強化する必要があります。また、優良な処理業者の育成・支援等を目的に新たに創設された「優良産廃処理業者認定制度(平成23年4月施行)」の積極的な活用が求められています。

一方で、適正処理意識の醸成や不法投棄等の不適正処理の未然防止を図るため、県等は、立入検査や環境パトロールなどの監視指導体制を強化するとともに、講習会や研修会などあらゆる機会を通じて、排出事業者や処理業者への意識改革等についても積極的に推進する必要があります。

(4) 産業廃棄物の広域移動への対応

県外産業廃棄物の搬入超過の状態は、解消されていますが、最終処分量だけをみると県外への搬出量を大幅に超えた県内搬入量となっています。県では最終処分を目的とする県外産業廃棄物については、これまでどおり事前協議の厳正な運用を図るとともに、県内における循環型社会形成の推進や産業廃棄物の適正処理体制を確保する必要があります。

(5) 産業廃棄物処理施設の安定的確保

排出抑制や循環的利用の推進によって産業廃棄物の削減を徹底したとしても、現在の生産・製造技術やリサイクル技術では、すべての産業廃棄物を再生資源・原料や再生品に転換することは困難です。このため、産業廃棄物を適正に処分できる施設を確保することは、県内の適正処理体制の維持のために必要なだけでなく、循環型社会を形成し持続的な発展を図る上でも必要不可欠といえます。

施設の計画・設置に当たっては、廃棄物処理法や岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、安全性・信頼性の高い処理施設の確保に努める必要があります。

また、温室効果ガスの排出抑制など地球温暖化防止の観点から、焼却処理を行う際は熱回収(サーマルリサイクル)することが有効であることから、焼却施設の新設・ 改修時には熱回収を推進していく必要があります。

第2節 産業廃棄物の将来予測と目標

1 排出量の将来予測

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)の将来予測については、今後とも飛躍的な技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現状(平成21年度実績)における産業廃棄物の排出量と業種ごとの経済指標(活動量指標)との関係は変わらず、排出原単位は変化しないものと仮定して、次式を用いて予測を行いました。

また、業種ごとの活動量指標の将来予測に関しては、過去からの傾向(トレンド)が将来も同様に続くものとして、トレンド法を基本に用いています。

業種ごとの予測式:

将来の排出量 = 排出原単位(平成21年度実績)×活動量指標(予測値)

業種ごとの活動量指標の予測値

◆建 設 業:「元請完成工事高」のトレンドをもとに適合度の高い回帰式で推 計した。

◆製 造 業:「製造品出荷額等」のトレンドをもとに適合度の高い回帰式で推 計した。

◆電気·水道業:各施設の将来計画値をそのまま用いた。

◆その他業種:「従業者数」のトレンドをもとに業種別に適合度の高い回帰式で 推計した。

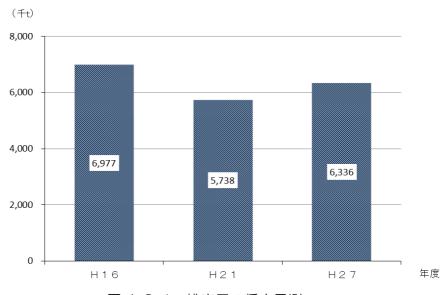


図 4-2-1 排出量の将来予測

(1)種類別排出量の将来予測

平成27年度における種類別排出量の予測結果をみると、汚泥、ばいじんは増加し、がれき類は減少すると予測されます。なお、種類別では、汚泥の増加が顕著です。

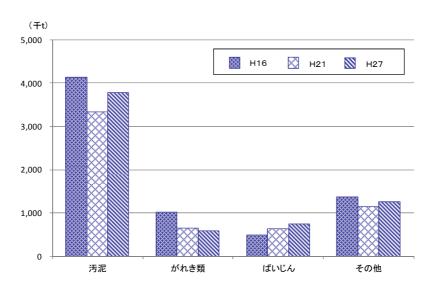


図 4-2-2 種類別排出量の将来予測

表 4-2-1 種類別排出量の将来予測

(単位:千t/年)

			年度	H16		H21		H27	
種類					構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
合			計	6,977	100.0	5,738	100.0	6,336	100.0
汚			泥	4,133	59.2	3,329	58.0	3,778	59.6
が	れ	き	類	1,004	14.4	647	11.3	578	9.1
ば	い	じ	6	478	6.9	632	11.0	735	11.6
そ	σ.)	他	1,362	19.5	1,129	19.7	1,245	19.6

(2)業種別排出量の将来予測

平成 27 年度における業種別排出量の予測結果をみると、製造業、電気・水道業は増加し、建設業は減少すると予測されます。なお、業種別では、製造業の増加が顕著です。

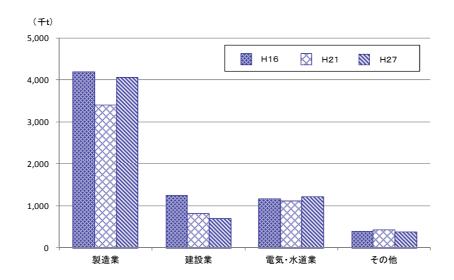


図 4-2-3 業種別排出量の将来予測

表 4-2-2 業種別排出量の将来予測

(単位:千t/年)

		(十四:10)十						
	年度		H16		H21		H27	
業種				構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
合		計	6,977	100.0	5,738	100.0	6,336	100.0
製	造	業	4,185	60.0	3,403	59.3	4,058	64.0
建	設	業	1,245	17.8	803	14.0	690	10.9
電気	気・水	道業	1,161	16.6	1,104	19.2	1,218	19.2
そ	Ø	他	386	5.5	428	7.5	370	5.8

2 処理の将来予測

処理状況の将来予測については、排出事業者や処理業者による減量化・リサイクル など現状の取組が将来も同様に行われるものと仮定して推計を行いました。

平成27年度における処理状況の予測結果をみると、排出量6,336千トンのうち、35.2%が再生利用され、59.0%が中間処理によって減量化、5.6%が最終処分されるものと見込まれます。

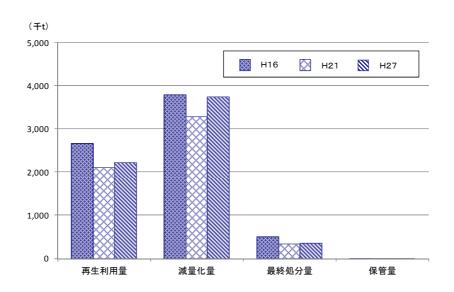


図 4-2-4 処理状況の将来予測

表 4-2-3 処理状況の将来予測

(単位:千t/年)

	年度		H16		H21		H27			
項目	1					構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
排		出		量	6,977	100.0	5,738	100.0	6,336	100.0
再	生	利	用	量	2,659	38.1	2,107	36.7	2,232	35.2
減	量		化	量	3,798	54.4	3,291	57.4	3,741	59.0
最	終	処	分	量	510	7.3	335	5.8	357	5.6
保		管		量	10	0.1	5	0.1	6	0.1

3 産業廃棄物の再生利用等の目標

国の基本方針において示された目標や本県の状況を踏まえ、次のとおり目標値を設定します。

表 4-2-4 国の基本方針における産業廃棄物の目標値

	平成27年度目標値					
排出量	増加を平成 19 年度比約 1%に抑制					
再生利用量	約 53%に増加(=現状から 1 ポイント増加)					
最終処分量	平成 19 年度比約 12%削減					

(1) 排出量の目標

平成 27 年度における排出量をおおむね 6,000 千 t/年とすることを目指します。

排出量の増加を抑制することとし、平成27年度の予測値(6,336千t/年)を勘案して、おおむね6,000千t/年とすることを目標とします。

(2) 再生利用量の目標

平成 27 年度におけるリサイクル率を 39.1%とすることを目指します。

国の基本方針やエコビジョン 2020 における目標を踏まえ、リサイクル率 39.1% を目標とします。

(3) 最終処分量の削減目標

平成 27 年度における最終処分量を 305 千 t/年とすることを目指します。

国の目標値は、平成 19 年度から平成 27 年度の 8 年間で最終処分量を 12%削減 することになっています。(年平均削減率 1.5%/年)

これを踏まえて、平成 21 年度の最終処分量 335 千トン/年を基準とし、国の年平均削減率の6年分である9%を削減することとして、最終処分量 305 千トン/年を目標とします。

以上の産業廃棄物減量化の目標を整理すると、次のとおりです。

表 4-2-5 産業廃棄物の減量化の目標

以120								
項目	年度	H16 実績	H21 実績	H27 予測値	H27 目標値			
排出量	千t	6,977	5,738	6,336	6,000			
リサイクル率	%	38.1	36.7	35.2	39.1			
最終処分量	千t	510	335	357	305			

備考:1)網掛け部分は目標値である。

2) リサイクル率ニ再生利用量÷排出量×100

第3節 目標達成等に向けての取組

1 排出者(事業者)責任の徹底・強化

(1) 廃棄物処理法の周知徹底と指導強化

産業廃棄物の適正処理を推進するためには、処理責任を有する排出事業者に対して、 廃棄物処理法に基づく処理基準や委託基準等の遵守、マニフェスト制度の適正な運用 などの周知徹底を図るとともに指導を強化する必要があります。

主 な 取 組

- 産業廃棄物の適正処理は排出事業者に処理責任があること(排出事業者処理責任) や法改正事項等を周知するため、引き続き講習会等を開催するとともに、事業場への立入検査を計画的に実施するなど、排出事業者への監視・指導を徹底します。
- 産業廃棄物の自社保管(事業場外)に関する届出制度、排出事業者が処理業者 に処理委託する際の基準(委託基準)の遵守、排出事業者自らが産業廃棄物の処 理の流れを的確に把握するためのマニフェスト制度(紙又は電子マニフェスト) の適正運用や実地確認などについて、あらゆる機会を通じて周知するとともに、 立入検査等による監視・指導を一層強化します。
- 〇 マニフェスト制度のうち、事務処理の効率化や処理状況の即時把握など情報管理の合理化等が図れ、偽造など不適正処理の防止に効果のある電子マニフェストの普及促進に努めます。

(2) 多量排出事業者に対する処理計画の作成指導の徹底

多量排出事業者(産業廃棄物の年間排出量が 1,000 トン(特別管理産業廃棄物は 50 トン)以上の事業場を設置している事業者)は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画(以下「処理計画」という。)を作成、県知事及び政令市長(以下「知事等」という。)に提出し、また、その処理計画の実施の状況(以下「実施状況」という。)を県知事等に報告する義務があります。

主 な 取 組

○ 県知事等は、提出された処理計画・実施状況等をインターネットにより公表することにより、産業廃棄物の減量その他の取組を促進します。

(3)環境マネジメントシステムの導入促進

ISO14001 は、企業や自治体などの組織が自らの活動から生じる環境への影響を、自主的かつ継続的に減らしていくための経営手法・仕組みを定めた国際規格です。また、環境省が中小事業者における環境への取組を促進するためエコアクション21を策定しており、それらの普及を進めています。

主 な 取 組

- 循環型社会の形成には、環境に配慮した事業活動の展開が不可欠であり、事業者による自主的かつ積極的な対応が望まれます。県では、県内事業者による ISO14001 の導入を促進するため、引き続き情報提供や支援(県の物品の調達等での入札資格審査において優遇措置等)を行います。
- ISO14001 について、経費や社内体制等の面から認証取得が難しい中小企業者に対しては、エコアクション21(環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく環境経営システム)の導入促進を図るため、引き続き情報提供や支援(県の物品の調達等での入札資格審査において優遇措置等)を行います。<エコアクション21認証・登録制度>
 - ・一般財団法人持続性推進機構(http://www.ea21.jp/)

(4) リサイクル関連法に基づくリサイクルの推進

廃棄物等の循環的利用(再使用、再生利用、熱回収)をより一層推進するためには、 廃棄物処理法だけでなく、リサイクル関連法の関係者への周知の徹底と円滑かつ適正 な運用が不可欠です。

主 な 取 組

○ 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)、自動車リサイクル法などリサイクル関連法の運用による産業廃棄物(個別物品)の特性に応じた規制とリサイクル、製造業者による自主回収等が効果的かつ円滑に進むよう、関係機関とも連携し、関係者に対し法令遵守の徹底を図ります。

2 排出抑制と循環的利用の推進

(1) 再生品等の使用促進

環境への負荷を低減し、循環を基調とした廃棄物再生・処理システムを構築するためには、消費者や事業者が物品やサービスを購入する際に、環境保全型商品(環境物品等)を優先的に選択することが重要です。

主 な 取 組

- 〇 リサイクル製品の需要を喚起するため、再生品の使用促進に関する指針の周知 徹底を図るとともに、「岡山県エコ製品」の種類や品目の拡充に努め、再生品等 の普及を図ります。(再掲)
- 「岡山県エコ製品」については、県ホームページや各種広報媒体を活用して、 県民や事業者に対し積極的にPRするとともに、イベントや展示会において製品 とともに優れた活用事例を展示するなどして使用促進を図ります。(再掲)
- 県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づき、率先してグリーン調達に取り組みます。また、 県下の市町村、事業者等と連携を図り、その普及啓発に努めます。(再掲)
- 公共工事に係る資材の調達に関しては、引き続き「岡山県エコ製品」の優先的 な調達に努めるとともに、「特定調達品目(再生加熱アスファルト混合物、再生 骨材、プレキャストコンクリート製品)」については、毎年度これらの調達状況 を把握し、その結果を環境白書や県ホームページ等で公表します。

(2) 環境にやさしい企業づくり

岡山工コ事業所認定制度は、循環型社会の形成のための取組が先進的、かつ、優秀であると認められる県内の事業所を県が「岡山工コ事業所」と認定し、その取組を他の事業者及び県民の間に広く周知することにより、循環型社会の形成に向けた取組の促進を図るものです。

主 な 取 組

- 〇 岡山工コ事業所認定制度の周知を図り、認定事業所の増加に努めます。 〈岡山工コ事業所(3部門)〉
 - ア ゼロエミッションに積極的に取り組んでいる事業所
 - イ 再生品の使用等に積極的に取り組んでいる事業所
 - ウ 再生品の販売等に積極的に取り組んでいる小売店

(3) 最終処分量の多い品目の減量化・リサイクルの推進

汚泥、ばいじん、鉱さい、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、燃え殻、廃プラスチック類の7品目で最終処分量全体の約93%を占めています。これら排出量が多く、最終処分量が多い品目については、その組成・性状等を的確に把握した上で、安全性を確保しながら、減量化・リサイクルを一層推進する必要があります。なお、汚泥、鉱さい、ばいじん・燃え殻、廃プラスチック類については「岡山県循環型社会形成推進条例」の規定に基づき、循環資源に指定されています。

主 な 取 組

- 多量排出事業者から提出された処理計画及び実施状況については、インターネットにより情報公開することで、多量排出事業者のさらなる排出抑制や再生利用等の取組が期待されることから、処理計画等の作成・提出義務の周知、取組への指導等を徹底します。
- コンクリート塊やアスファルト塊などのがれき類については、建設リサイクル 法に基づく再資源化が適切に行われるよう、関係機関(県の建設部局、環境部局 及び国の労働基準監督機関)合同よる県内一斉パトロールを実施するなど、監 視・指導を徹底・強化するとともに関係者の意識向上に努めます。
- 汚泥、鉱さい、ばいじん・燃え殻、廃プラスチック類については、引き続き排出事業者に対し、ごみゼロガイドラインに沿った取組が行われるよう指導するとともに、ごみゼロガイドラインの目標達成状況を把握し、必要に応じて見直しを行います。なお、汚泥、鉱さいは平成 18 年度に、ばいじん・燃え殻については、平成 23 年度に目標達成状況等の評価を行っています。

(4)循環資源マッチングシステムの利用促進

本システムは、インターネットを介して循環資源を提供する事業者と利用する事業者をマッチング(あっせん)することによって、循環資源の有効活用を促進する制度で、循環資源に関する総合的な地域情報を一括管理する岡山県循環資源総合情報支援センター(財団法人岡山県環境保全事業団)が運用しています。なお、県内事業者によるシステムの会員登録は無料となっており、インターネットが利用できない場合は、書面による登録申請・情報提供を受けることができます。

主 な 取 組

〇 岡山県循環資源総合情報支援センターとの連携により「循環資源マッチングシステム」の普及啓発に努め、システムのより一層の利用促進を図ることで、県内発生の循環資源の利用拡大を進めます。

(5) 岡山エコタウンプランの推進

「岡山エコタウンプラン」は、環境ビジネスを地域産業の基軸とし、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進するために策定(エコタウン事業承認:平成 16年3月)したものです。

主 な 取 組

- 〇 岡山エコタウンプランでは、地域の産業特性を活かした地域づくり、循環資源の有機的連携による活用、各種リサイクル法の拠点施設の整備促進のほか、本プランのハード事業により支援した施設を積極的に環境学習のフィールドとして活用するなど、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進しています。
- エコタウン事業のさらなる発展、地域の活性化を図るため、エコタウンを核とした地域循環圏の構築を目指して、県内だけでなく、瀬戸内地域を視野に入れた広域的連携(循環資源の広域マッチングシステム)のあり方について検討を行います。

(6) 新処理技術等の導入促進

世界的な資源制約の顕在化や地球温暖化など資源・環境問題への高まりを背景として、安全性やリサイクル性に配慮した高度な処理技術が求められています。

主 な 取 組

- 「岡山県循環型社会形成推進条例」の規定に基づき循環資源に指定している産業廃棄物(汚泥、鉱さい、ばいじん・燃え殻、廃プラスチック類)等について、資源化を促進する新技術・新規事業の創出を図るため、産学官の連携を強化し、 先端的なリサイクル技術の開発等を行う企業に対する支援を行います。
- 「中四国環境ビジネスネット(B-net)」を活用して、広く瀬戸内海圏域等から3Rに関する新技術や各種ニーズ等の情報を一同に集め意見交換・商談等を行うことにより、新技術等の事業化の促進と地域の枠を超えた循環型産業クラスターの形成を促進します。

(7) 地域ミニエコタウン事業支援制度の活用の推進

循環型社会形成推進モデル事業(地域ミニエコタウン事業)等により民間主導の施設整備の取組を優先して支援を行う必要があります。

主 な 取 組

○ 循環型社会の形成を推進する民間のリサイクル関係施設の整備、リサイクル技術の開発等について、その事業の円滑な実施を図るために必要な財政的支援を行います。

(8) バイオマス資源の利活用の推進

持続的に再生可能な生物由来のバイオマスについては、その性質や特性、地域の実情に合わせて、循環的に最大限利活用していく必要があります。県では、地域の木質バイオマス資源を活用する新たな産業の創出により、地域経済の発展と地球温暖化防止を図る「おかやまグリーンバイオ・プロジェクト」等を推進しています。

主 な 取 組

- 廃棄物系バイオマスの利活用に関する調査、研究・開発等を進めるとともに、 地域におけるマテリアル及びエネルギー利用等のリサイクル事業を支援します。
- 木くずなど食料と競合しないセルロース系バイオマス資源を、高機能で付加価値の高い新素材(セルロースナノファイバー)として利用するための技術開発(超微粉砕)に取り組みます。
- 〇 平成23年4月末現在、県内では真庭市、新見市、笠岡市、津山市、高梁市、 和気町、美咲町の7市町がバイオマスタウン構想を策定しており、地域の実情や バイオマスの特性に応じて具体的な取組みや検討が進められています。県では、 廃棄物系バイオマスの利活用の広がりに合わせて、必要な情報提供等を行います。

(9) 農業系廃棄物のリサイクル・適正処理等の推進

畜産農家から排出される家畜のふん尿については、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための岡山県計画」に基づき、計画的に整備を進めてきた堆肥舎等を活用して、引き続き適正処理を図ります。

そのため、畜産農家等においては生産したたい肥を耕種農家と連携を図りながら、 一層利用を促進し、環境と調和のとれた農業生産を推進します。

また、ハウスを覆うビニール、マルチ及び牧草用ラップフィルム等の農業用廃プラスチックは、農業協同組合等の協力のもと、リサイクルと適正処理を推進します。

主 な 取 組

- 地域で排出される農場副産物等を有効利用するため畜産農家と耕種農家との 連携を図り、肥料等の利用拡大を促進します。
- 〇 農家から排出される農業用廃プラスチック類についても、引き続き農業協同組 合等の協力のもと、リサイクル・適正処理の啓発・指導等を行います。

(10) リサイクル事業者及びリサイクル技術情報提供システムの運用

中小企業等においては、産業廃棄物の減量化・リサイクルに係る効果的手法の熟達が困難といった側面があるため、技術的に支援するシステムが必要となります。

主 な 取 組

○ 県内の中小企業による産業廃棄物の減量化・リサイクルをより一層促進させる ため、循環資源総合情報支援センターに「リサイクル事業者及びリサイクル技術 情報提供システム」を設置し、岡山県内のリサイクル技術、リサイクル施設、リ サイクル製品の情報を収集するとともに、誰もが閲覧できる形で公開し、情報発 信します。

3 適正処理の推進

(1)優良な処理業者の育成と認定制度の普及促進

産業廃棄物の適正処理を推進し、優良な処理業者を育成・支援するため、法改正により平成23年度から「優良産廃処理業者認定制度」が施行されています。

主 な 取 組

○ 産業廃棄物の適正処理を推進し、優良な処理業者を育成・支援するため、「優良産廃処理業者認定制度」を適切に運用するとともに、講習会、県ホームページなどを通じて、本制度の周知・啓発に努めます。

(2) 適正処理に係る講習会・研修会等の充実

廃棄物処理法の改正に伴い、産業廃棄物の処理基準・委託基準、処理施設の構造基準等が強化されていることから、今後も排出事業者や処理業者等に対してこれらの事項の周知徹底を図っていく必要があります。

主 な 取 組

- 産業廃棄物の適正処理の推進や処理技術の向上を図るため、社団法人岡山県産業廃棄物協会等の協力のもと、排出事業者や処理業者を対象に講習会・研修会等を定期的に開催します。
- 講習会・研修会では、電子マニフェスト制度、優良産廃処理業者認定制度、エコアクション21、環境会計など経営基盤の健全化に繋がる内容や、有害物質等を含む産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の適正処理について、講習会等の充実を図っていきます。

(3) 県外産業廃棄物の搬入抑制に向けての対応

県域を越えて広域的に処理される産業廃棄物については、関係都道府県との密接な連携を図り、より的確な実態把握に努める必要があります。

主 な 取 組

○ 県外から搬入される産業廃棄物に対しては、引き続き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」に基づいて、これまでどおり事前協議を厳正に運用することによって、県内の適正処理体制を確保します。

(4) 不法投棄等の不適正処理対策の強化

野外焼却や不法投棄等の不適正処理の未然防止と早期発見のため、監視や指導体制の強化が必要です。

主 な 取 組

○ 不適正処理の未然防止と早期発見に努めるため、不法投棄防止の啓発、監視指導員の配置、夜間・休日の不法投棄等監視業務の民間委託、不法投棄 110番の設置などの事業を行い、監視・指導体制等の強化を進めます。

(5) ダイオキシン類排出削減対策の指導の徹底

産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出量については、構造基準や維持管理基準などの削減対策の推進により全国的にも減少する傾向にあります。

主 な 取 組

○ 産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出については、廃棄物処理法や ダイオキシン類対策特別措置法などの環境法令が改正され、排出基準、構造基準、 維持管理基準等が大幅に強化されたことから、全国的にも施設数が減少する傾向 にありますが、県では施設設置者による排ガス中のダイオキシン類の自主検査・ 報告の徹底や立入検査による排ガス測定の実施などによって、引き続きダイオキ シン類の排出実態の把握に努めるとともに、施設設置者に対する監視・指導を徹 底しており、基準値を超過した設置者に対しては、使用停止を命ずるなど厳正に 対応します。

(6) アスベスト廃棄物の適正処理の推進

吹き付け石綿の除去工事に伴って排出される飛散性の廃石綿等や解体工事により排出される非飛散性の石綿含有産業廃棄物などの石綿を含む産業廃棄物は、他の廃棄物と区別して適正な管理を行う必要があります。

主 な 取 組

○ 解体工事業者及び処理業者に対し、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(平成 23 年3月)」等の周知の徹底を図り、解体工事現場や処理業者への監視・指導 を強化するとともに、関係行政機関・関係団体で構成する「岡山県アスベスト対 策協議会」における取組などにより適正処理を推進します。

(7) PCB廃棄物に関する適正処理の推進

PCB廃棄物の処理については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特別措置法」という。)に基づき、「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」(以下「県計画」という。)を平成20年3月に策定しましたが、その後、北九州市のPCB廃棄物処理施設での新たな施設の稼働に伴い処理可能なPCB廃棄物の種類が追加されたこと、また、平成21年11月に国のPCB廃棄物処理基本計画において微量PCB汚染廃電気機器の処理方策が新たに盛り込まれたことなどから、平成22年10月に県計画を改訂しました。

主 な 取 組

- O PCB廃棄物の保管事業者に対しては、PCB特別措置法に基づき、引き続き報告徴収や立入検査による指導を行います。北九州PCB廃棄物処理事業については、日本環境安全事業株式会社(JESCO)と連携を取りながら、県計画に基づき、県内のPCB廃棄物の早期の処理を推進します。
- 微量PCB汚染廃電気機器等については、国の無害化認定を受けた施設又は都 道府県が許可した施設において処理することとなりますが、現在、処理施設及び 処理体制の整備が進められているところです。今後は、これらの進捗状況に応じ て、事業者等に対して具体的な処分についての指導を行います。

4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

(1) 産業廃棄物処理施設の安定的確保

県内における産業廃棄物の適正処理を推進し、適正処理体制を維持するためには、 安全性、信頼性の高い処理施設の安定的な確保が不可欠です。このためには、施設の 設置者への適正な指導等により住民の処理施設に対する不信感を払拭する必要があり ます。

主 な 取 組

- 県では、処理施設の設置計画者に対し、廃棄物処理法や「岡山県産業廃棄物適 正処理指導要綱」に基づき、引き続き適正な指導・助言を行っていきます。
- 産業廃棄物の焼却施設の整備等に当たっては、地球温暖化防止の観点から、熱回収が可能な施設の整備について、設置計画者に助言します。
- 地域住民と処理施設の運営主体が相互理解を深めるためには、処理施設の維持管理状況等を積極的に情報公開することが重要であることから、とりわけ焼却施設及び最終処分場については、これらの情報をインターネット等により広く公開するよう設置者を指導します。

5 廃棄物情報の共有化と相互理解

(1) 廃棄物等関連情報の充実と情報公開の推進

県民や事業者への説明責任や廃棄物処理をめぐる課題の共有など、各主体間で情報を共有することは相互理解を深める上で重要なテーマとなっています。廃棄物に関する多くの情報を県民や事業者に分かりやすい表現で伝えていくことが重要です。

主 な 取 組

- 岡山県循環資源総合情報支援センターにおいて、インターネット等を活用した 情報の受発信を行います。
 - ア 企業間における循環資源に関する情報交換
 - イ 事業者及び県民への廃棄物等の発生抑制並びに適正な循環資源の循環的利用及び処分に資する情報提供
 - ウ 循環型社会の形成に関する事業者及び県民の意識の向上を図るために必要 な情報提供
- 地域の循環資源を活用した地域密着型の資源循環システムの調査、研究・開発 等を推進するとともに、これらの成果(情報)を積極的に公開します。

(2)環境教育・環境学習の推進(再掲)

県民や事業者が環境に配慮した行動を実践することは、環境保全や循環型社会形成において重要な要素であり、環境教育や環境学習を県全体で推進していくことが重要です。

主 な 取 組

- 岡山エコタウンプランに掲げる環境教育・環境学習を促進するために設置した、県民、環境団体等が集い、環境学習ができる「岡山県環境学習協働推進広場」を拠点として、NPO等環境活動団体と協働して環境学習に取り組みます。また、岡山エコタウン関係施設巡回見学受け入れ事業等も進めます。
- 循環型社会の形成推進のためには、行政、県民、事業者が一体となり、地域社会をあげて環境保全に取り組むことが重要であることから、県民一人ひとりの排出抑制やリサイクル品の利用促進など、地球環境問題や環境保全等につながる身近で具体的な行動を促進するために環境教育を推進します。
- 行政と地域コミュニティ、地域住民等が協働して環境学習に取り組み、地域で の環境配慮型ライフスタイルへの転換を促進します。
- 小中学校の児童生徒を対象に教材を使用した学習と実践行動を通した継続的 な環境学習を行い、その成果を周囲の教職員、家庭等に波及させるなど効果的な 環境学習を推進します。
 - ア 環境先進企業や廃棄物処理施設等の見学体験等を行う環境学習エコツアー の実施
 - イ 移動環境学習車を活用した環境学習出前講座の実施

上記1から5までの施策の財源として産業廃棄物処理税を充てています。

産業廃棄物処理税は、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の推進を図ることを目的として平成15年4月に導入し、上記の施策に充てられるほか、将来にわたり、県民の意識改革や廃棄物の適正処理に取り組む必要があることから、岡山県環境保全循環型社会形成推進基金に積み立てています。

その後、産業廃棄物処理税条例の規定(施行後5年を目途に見直し)により、平成 19 年度に施行後の状況、社会経済情勢の推移、事業の成果についての評価・分析を 行い、納税者や関係各機関等の意見を聞いた結果、平成20年4月以降も現行の課税 制度による産業廃棄物処理税及び税収を活用した事業を継続することとなりました。

- ◆産業廃棄物処理税は3つの区分の事業に充当されています。
- ①「産業活動の支援」: リサイクル技術の開発支援・リサイクル製品の利用促進など
- ②「適正処理の推進」:不法投棄の未然防止対策など
- ③「意識改革」: 環境教育・環境学習、循環資源等の情報提供など